

第三次改正中国商標法の概要

2014年1月16日
松田綜合法律事務所
弁護士・弁理士 伊藤 卓

1. はじめに

2012年の中国における商標出願数は164万件と、その数は日本における商標出願数の約15倍にも及んでおり、また、有効に登録されている商標権の数は680万件となっています(2013年6月現在)。このような世界第一位の商標大国である中国において、2013年8月30日、第三次改正商標法が可決され、2014年5月1日より施行されることとなりました。本改正は、2001年以来の12年ぶりの改正であり、改正点も50項目以上にわたっています。本稿では、同法の改正点に関して、「出願手続における改正」、「権利保護の強化を目的とする改正」及び「市場秩序を維持するための改正」の観点に着目し、特に重要と考えられる項目に関して、その概要について説明します。

2. 出願手続における改正

(1) 音声商標の保護

商標権の保護客体が拡大され、音声商標が保護されることになりました。それに伴い、国歌及び軍歌と同一又は類似の商標は登録が認められないことも定められました。具体的な出願方式等は、現時点では明らかになっていませんが、施行当初の出願ラッシュが予想されることから、出願を予定している場合には、取得する商標の楽譜や指定商品及び指定役務の決定等、今からの事前準備が必要です。

(2) 一出願多区分制度の導入

従来は、一つの商品・役務の区分ごとに出願する必要がありました。今回の改正では、国際的調和の観点から、一出願で複数の商品・役務の区分について商標出願することが可能となりました。これにより、出願費用の削減や商標管理の容易化等を図ることができることとなります。

(3) 審査手続の改善

日本の手続とは異なり、従来は、審査段階において、出願人の意見聴取の機会が与えられていませんでした。今回改正では、商標局は、必要に応じて、出願人に説明又は補正を要求することができると定められました。現段階におきまして、具体的な適用基準は明らかになっていませんが、審査段階における拒絶理由解消のために積極的な運用が期待されます。

(4) 審査期限等の明定

従来、各種手続に長期間を要していましたが、下記手続に関する手続期間が定められました。今後は手続期間の短縮が期待されます。

表 手続期間

手続	期限の定め
審査期限	出願日から9ヶ月
拒絶査定に関する不服請求の決定期限	請求日から9ヶ月 (3ヶ月の延長可能)
異議申立の審理期限	公告期間満了日から 12ヶ月以内(6ヶ月の 延長可能)
異議申立の決定に対する不	請求日から12ヶ月

服申立に関する決定期限	(6ヶ月の延長可能)
商標登録無効宣告（識別性、公益的理由）に対する不服請求の決定	請求日から9ヶ月 (3ヶ月の延長可能)
商標登録無効宣告（他人の商標との類似等）に対する不服請求の決定	請求日から12ヶ月 (6ヶ月の延長可能)
不使用取消請求及びその不服申立に関する決定期限	請求日から9ヶ月 (3ヶ月の延長可能)

3 権利保護の強化を目的とする改正

(1) 商標権者が損害賠償請求する時の使用義務

商標権者が商標権侵害に対する損害賠償請求を行う場合には、その前3年間に自己の登録商標を使用したことを証明しなければ、その請求が認められません。そのため、商標権の取得後において、中国国内で登録商標を使用することが非常に重要になります。また、自己が登録商標を適切に使用していることを示す証拠を、適切に保存、管理等しておく必要があります。

(2) 商標権侵害行為の追加

直接には他人の商標権を侵害する行為ではありませんが、他人の商標権を侵害する行為に参与、協力している者の行為（例えば、商標権侵害だと知りながら、商標権の侵害品の保管、運送、郵送、販売場所を提供等する行為）が、商標権侵害する行為となることが定められました。

(3) 懲罰的賠償規定

悪意により商標権を侵害し、情状が深刻な場合には、損失額の3倍以下の範囲で賠償額を確定することができることが定められました。このような懲罰的賠償規定は日本にはありませんので、注意が必要となります。

4 市場秩序を維持するための改正

(1) 冒認出願行為に対する対策

業務提携の準備段階以降、他人の商標が先に使用されたことを知った上で、当該商標を冒認出願する行為が禁止されることが定められました。本規定は、業務提携交渉時における相手方の抜駆け的商標出願を禁止することを目的としていますが、この場合においても、従来から自己の商標を使用しているという証拠を適切に保存、管理等しておくことが重要となります。

(2) 先使用権の明定

商標権を取得していない場合においても、善意による先使用商標に関し、使用による中国における周知性を要件として、元の使用範囲内で継続的に使用することができる先使用権を付与することが定められました。但し、周知性の要件は厳しく、先使用権が認められることは必ずしも容易ではないものと考えられます。

5 おわりに

中国商標法は、先願主義を採用しているため、今回法改正後においても、早期に商標出願を行うことの重要性に変わりはありません。そのため、中国で事業展開を行う場合には、可能な限り早期に商標出願を行うことが望ましいといえます。

<本件に関するお問い合わせ>

弁護士・弁理士 伊藤 卓
 ito@jmatsuda-law.com

松田綜合法律事務所
 〒100-0004
 東京都千代田区大手町二丁目6番1号
 朝日生命大手町ビル7階
 電話：03-3272-0101 FAX：03-3272-0102